

第1次田辺市総合計画 (後期基本計画)

概要版

平成24年度～平成28年度

～「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」を目指して～

和歌山県田辺市

ごあいさつ

田辺市では、市町村合併後の平成 19 年 3 月に「第 1 次田辺市総合計画」を策定し、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念に掲げ、将来像である「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」を目指してまちづくりを進めてまいりました。

この間、市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、懸案であった各種施策も具体的な成果を上げてきており、新市としての一定の基礎づくりができたものと考えております。

しかしながら、地域経済の現状や人口減少など、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、また地球温暖化等による環境問題など新たに組み込まなければならない行政課題も生じています。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災をはじめ、本市に甚大な被害をもたらした同年 9 月の台風 12 号による災害などを教訓として、各種災害への対策についても、早急に取り組を進めていく必要があります。

こうした中、第 1 次田辺市総合計画のうち、具体的な施策の内容を示した前期基本計画が平成 23 年度をもって終了することに伴い、現下の諸課題に柔軟に対応しつつ、将来像の実現に向けた取組をより一層加速させるため、新たに平成 24 年度から 28 年度までを計画期間とした「後期基本計画」を策定いたしました。

今後は、この後期基本計画に基づき、これまで以上に市民の皆様方と行政が一体となって、より良いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました多くの方々に心からお礼を申し上げますとともに、本計画の推進に対しまして、市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 24 年 3 月

田辺市長 真 砂 充 敏



基本理念

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」

私たちの先人は、黒潮洗う田辺湾、緑豊かな紀伊山地とその山々を源とする大小の河川など、様々な自然の中で、歴史や文化、地域の伝統をはぐくんできました。

また、人と人とが、互いに尊重し、助け合う関係を大切にしながら、まちの活力を生み出してきました。

こうして築かれた、まちの姿を貴重な財産として、市民みんなで守り、さらに発展させ、未来へと継承していくことが私たちのつとめです。

私たちは、田辺市の多様な地域の特性を生かしながら、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」に、力を合わせて取り組みます。

「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」

田辺市は、世界に誇れる自然や歴史、文化など、多様な地域資源と、県南部の中核を担う都市的機能を併せ持っています。

これらを、さらに高めながら、発展していくまちの姿として、田辺市の将来像を、「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」と定めます。

田辺市が有する、多様な地域資源や都市的機能を有機的に結びつけ、また人と人、地域と地域、産業と暮らしのつながりを深めながら、紀南地域の中核都市としての責任ある発展を目指すとともに、揺るぎなき新地方都市としての存在感を国内外に発信します。

第1次田辺市総合計画の構成・期間

基本構想

- ・ 市民と行政が一体となって計画的にまちづくりを進めていくための基本指針
- ・ 計画期間は平成19年度から28年度までの10年間

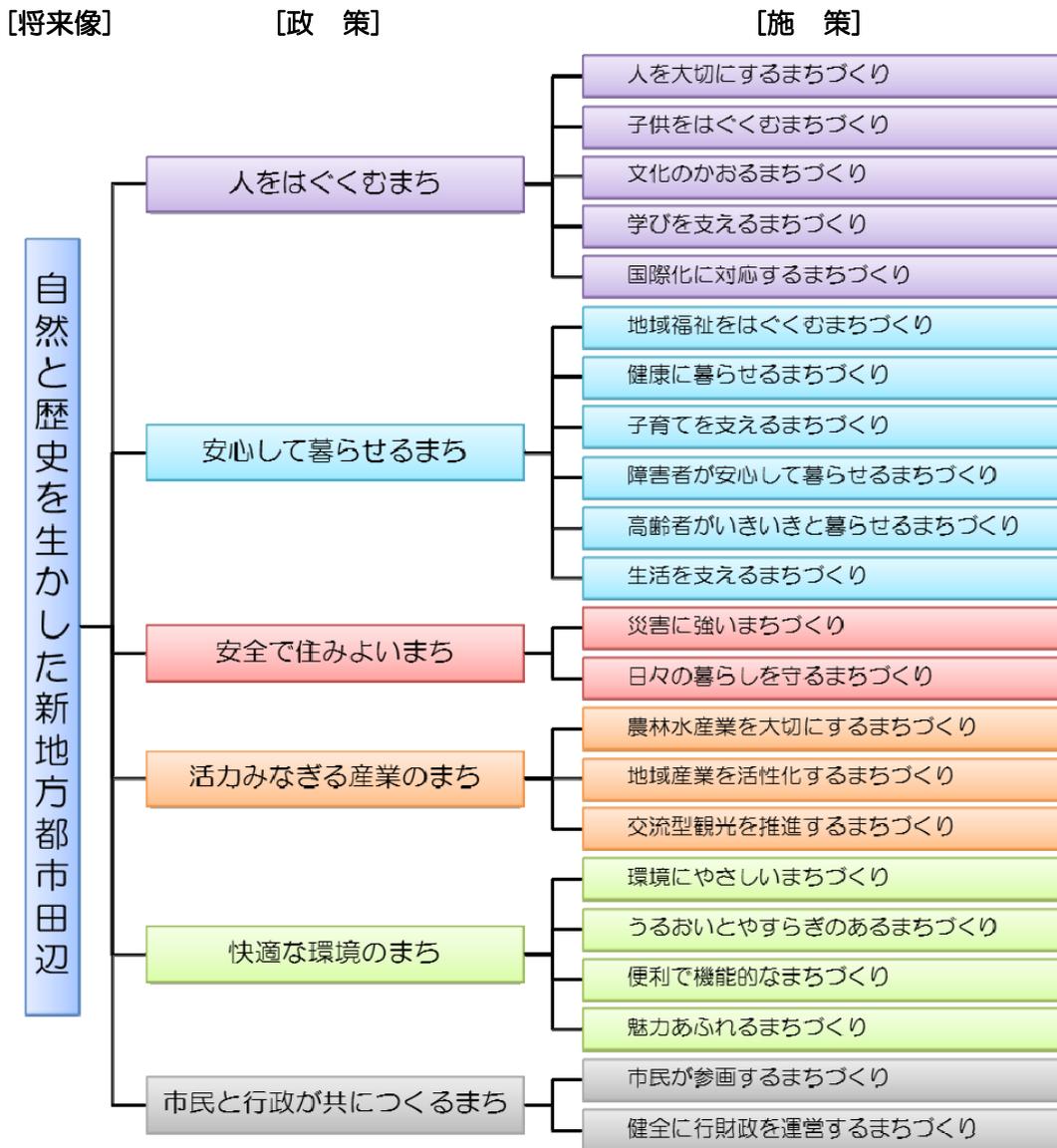
基本計画

- ・ 基本構想で示した将来目標を実現するための具体的な施策の方針や展開等を示した計画
- 前期 平成19年度～23年度
後期 平成24年度～28年度

実施計画

- ・ 基本計画の各施策における具体的な事務事業を財源等の見通しを立てながら、総合的かつ計画的に進めるための計画
- ・ 計画期間は3年間とし、毎年見直しを実施

後期基本計画施策体系



重点プロジェクト

後期基本計画において、6つの政策を推進する中で、特に、災害から市民を守る備えを万全のものとし、その上で「市民にとっての価値」、「本市を訪れる人にとっての価値」、そして「本市そのものの価値」を高めると同時に、新たな価値を創造していくため、選択と集中により、重点的に取り組むプロジェクトとして、次の4つを掲げます。



1 人をはぐくむまち



人を大切にするまちづくり

人権を守り、互いに助け合い、明るく平和なまちを実現するため、広く日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つような様々な人権施策による取組を進め、人権意識の向上を図ります。

また、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

単位施策	基本事業
人権意識の向上を図ります	(1)人権学習の推進 (2)人権擁護施策の推進
男女共同参画社会づくりを推進します	(1)男女共同参画の推進

子供をはぐくむまちづくり

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体とたくましい体力」のバランスがとれた園児・児童・生徒の育成を目指した教育課程の編成と教育活動の充実を図るとともに、学校施設等の整備や学校給食の充実、学校環境衛生の向上に取り組みます。

また、学校・家庭・地域の連携を図りながら、青少年の健全育成を推進します。

単位施策	基本事業
学校教育を充実します	(1)教育内容の充実 (2)開かれた学校づくり (3)健康の保持増進と学校給食の充実 (4)教育環境の充実 (5)就学環境の充実 (6)特別支援教育の充実
青少年の健全育成を推進します	(1)学校・家庭・地域の連携による健全育成環境の整備 (2)健全育成活動の充実 (3)非行防止対策の推進

文化のかおるまちづくり

郷土にゆかりのある偉人を広く社会に顕彰し、その功績を後世に伝えるとともに、先人の功績や郷土の歴史・伝統を学ぶ機会や資料の提供に努めます。

また、図書館と歴史民俗資料館を併せた田辺市文化交流センターをはじめ、美術館や紀南文化会館などを中心に文化施策を展開するとともに、市民の文化活動を支援することにより、個性と魅力のあるふるさと文化の振興を図ります。

さらに、世界遺産である熊野参詣道、熊野本宮大社に代表される文化遺産及び文化的景観の保全をはじめ、多くの文化財の保護・継承に取り組みます。

単位施策	基本事業
郷土の歴史を学び、後世へ伝承します	(1)郷土が生んだ偉人の顕彰 (2)歴史の学習機会の充実
ふるさと文化の振興を図ります	(1)芸術文化の振興・発展 (2)文化活動の支援
文化財を保護します	(1)世界遺産の保全・継承 (2)文化財の保存・整備

学びを支えるまちづくり

「田辺市生涯学習推進計画」に基づき、市民の主体的な学習活動を支援し、地域づくりにつながる学習活動を進めるとともに、学校・家庭・地域が相互に連携した学社融合を推進し、学びの成果が地域で生かされる生涯学習のまちづくりを進めます。

また、市民誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送れるよう、指導体制を充実し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図るとともに、安心・安全にスポーツ活動が実施できるよう施設の整備を進めます。

単位施策	基本事業
生涯学習の振興を図ります	(1)学習機会の充実 (2)学社融合の推進 (3)学習環境の充実 (4)学びを通じた地域づくりの推進
生涯スポーツの振興を図ります	(1)スポーツ・レクリエーション支援体制の充実 (2)スポーツ・レクリエーション機会の充実 (3)スポーツ・レクリエーション施設の充実

国際化に対応するまちづくり

市民の国際理解に対する幅広い意識の向上に努め、次代を担う子供たちの外国語教育や国際理解を深める教育の充実を図るとともに、情報提供や相談活動、在住外国人への各種行政サービスを充実するなど、国際化に対応できるまちづくりを推進します。

単位施策	基本事業
国際交流を推進します	(1)海外都市との交流 (2)国際交流体制の充実

2 安心して暮らせるまち



地域福祉をはぐくむまちづくり

市民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、共に助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、保健福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民、福祉関係活動者と行政の協働により、地域福祉活動を推進します。

また、障害の有無や年齢などにかかわらず、一人ひとりが自立し互いの人格や個性を尊重し、支え合い、住み慣れた地域で生涯を通じて安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、物理的、心理的等あらゆる面でのバリアフリー(※1)を推進するとともに、新しい障壁が生じないようにユニバーサルデザイン(※2)の考え方の推進を図ります。

単位施策	基本事業
地域福祉活動を推進します	(1)地域福祉基盤の充実 (2)地域福祉活動の支援
バリアフリーを推進します	(1)心のバリアフリーの推進 (2)公共施設等のバリアフリーの推進

(※1)バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方。

(※2)ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

健康に暮らせるまちづくり

健康で心豊かな生活を送れるよう、「自分の健康は自分でつくり守る」という意識の高揚を図るとともに、市民・地域・関係団体・関係機関等との連携により、健康の増進、生活習慣病予防など地域保健サービスの充実を図ります。

また、うつ病やひきこもり(※1)などの心の病における対策や自殺予防対策のため、関係機関等との連携によりその実態把握に努めるとともに、啓発活動の実施や相談体制の充実など、心の健康づくりを推進します。

さらに、医療の高度化、専門化に対応するため、関係医療機関の機能分化と連携強化を図るとともに、救急救命士の養成や教育、救急講習の実施により病院収容前の応急処置体制を強化し、医療環境の充実を図ります。

単位施策	基本事業
健康づくりを推進します	(1)健康づくり支援体制の充実 (2)健康づくり支援活動の推進 (3)疾病の予防・早期発見・早期治療の促進
医療環境の充実を図ります	(1)医療機関との連携強化 (2)救急体制の充実 (3)地域医療の充実

(※1)ひきこもり

様々な要因の結果、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態。

子育てを支えるまちづくり

子育てに関する相談や情報提供の充実を図るとともに、社会全体で子供を育て、社会全体で子育てを支える環境づくりのため、子育てにやさしい地域コミュニティの形成に取り組みます。

また、多様化する保育需要に対応するため、保育サービスの更なる充実を努め、子育てと社会参加の両立を支援します。

さらに、子供の健やかな成長に向け、母子保健の充実を図るとともに、安心して子育てができる生活環境を整備し、次代を担う子供が健やかに育つ環境づくりを推進します。

単位施策	基本事業
子育てを支える環境づくりを推進します	(1)支援体制の充実 (2)子育てサービスの充実
子育てと社会参加の両立を支援します	(1)保育サービスの充実 (2)両立支援の促進
子供が健やかに育つ環境づくりを推進します	(1)子供の健康増進 (2)子供の虐待防止

障害者が安心して暮らせるまちづくり

ノーマライゼーション(※1)の理念を具現化し、障害の有無にかかわらず誰もが互いの人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

そのため、「田辺市障害者計画」や「田辺市障害福祉計画」に基づき、関係機関との連携を強化し、居宅介護(ホームヘルプサービス)などの障害福祉サービスの提供に努めるとともに、福祉・保健・医療・教育・就労等の諸施策の充実に努め、障害者の自立及び社会参加の促進を図ります。

また、改正された「障害者基本法」や新たに制定が予定されている法律に基づき、適切な障害者施策の推進を図ります。

単位施策	基本事業
社会参加の促進を図ります	(1)社会参加の支援 (2)生活の自立支援
障害者福祉サービスの充実を図ります	(1)在宅サービスの充実 (2)日中活動の支援 (3)居住支援の充実

(※1)ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

「田辺市高齢者福祉計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域支援事業の充実に努めるとともに、高齢者の生きがい活動や社会参加を促進するための各種支援を行います。

また、介護を必要とする高齢者が尊厳を持って生活を送れるよう、施設サービスの充実や環境づくり等に努めます。

単位施策	基本事業
社会参加の促進を図ります	(1)社会参加の支援 (2)生きがい環境の充実
在宅生活を支援します	(1)在宅生活支援の充実 (2)包括的支援事業の充実 (3)家族介護の支援
施設サービスの充実を図ります	(1)施設サービス機能の充実 (2)施設サービス基盤の整備

生活を支えるまちづくり

生活困窮者の実態に即した適正な保護や住宅の提供などにより、経済的自立を支援するとともに、被保護世帯の就労や社会的自立の支援に努めます。

また、各種の就労施策を推進することにより、地域における人材を確保する一方、地域産業の育成・強化によって、雇用の拡大や労働福祉の充実に努め、働く環境づくりを促進します。

国民健康保険事業や介護保険事業については、収納率の向上対策などに取り組み、適切で安定した運営に努めます。

単位施策	基本事業
経済的自立を促進します	(1)適正保護の実施 (2)低所得者の自立支援 (3)被災者の支援 (4)公営住宅の整備・運営
働く環境づくりを推進します	(1)就労支援体制の整備 (2)労働福祉の充実 (3)雇用の確保
国民健康保険事業を適切に運営します	(1)医療費の適正化促進 (2)保険税収納対策の推進

介護保険事業を適切に運営します

(1)給付費の適正化促進
(2)低所得者への支援

3 安全で住みよいまち



災害に強いまちづくり

地震をはじめ、多種多様な災害から市民の生命や身体、財産を守るため、市民や関係団体・関係機関との連携により、災害対応力や消防力の強化など、災害に強い防災体制の構築を図ります。

また、被害を軽減するため、災害時における市民一人ひとりの判断力の育成を第一とし、防災・防火意識の高揚や地域の防災体制の充実とともに、防災・防火基盤の強化を図ります。

単位施策	基本事業
防災体制を充実します	(1)防災意識の向上 (2)防災体制の確立 (3)広域連携の推進
災害対応力の強化を図ります	(1)情報基盤の整備 (2)防災備蓄品の整備 (3)地震対策 (4)津波・高潮対策 (5)河川等水害対策 (6)土砂災害対策
火災予防を推進します	(1)防火意識の向上 (2)火災予防体制の整備
消防力の強化を図ります	(1)常備消防力の充実 (2)消防団機能の強化

日々の暮らしを守るまちづくり

交通安全施設の整備・充実や市民の交通安全意識の高揚を図ります。

また、安全で明るく住みよい社会を築くため、市民生活を脅かす暴力行為や犯罪を抑制する取組を推進するとともに、市民生活に関する情報提供や消費者意識を高める啓発活動などを実施し、安全・安心な市民生活の確保を図ります。

単位施策	基本事業
交通安全対策を推進します	(1)交通安全運動の推進 (2)交通安全施設の整備
防犯対策を推進します	(1)防犯運動の推進 (2)防犯体制の整備
安全・安心な市民生活を確保します	(1)市民生活の支援 (2)消費者意識の確立

4 活力みなぎる産業のまち



農林水産業を大切にすまちづくり

安定かつ効率的な農業経営を確立するため、梅・かんきつを軸とした野菜・花き等との複合経営化を推進するとともに、優良農地の確保や担い手の育成を促進し、更なる栽培技術の向上、新品種の導入、販路拡大などにより、果樹産地としての競争力を高め、足腰の強い農業の振興を図ります。

森林の有する多面的機能を維持するとともに、木材の利用拡大や雇用と環境を踏まえた地域資源創造型産業への転換、木質バイオマス(※1)エネルギーの利用による低炭素社会への貢献など、森林資

源の循環と保全が両立した林業の振興を図ります。

漁業生産基盤や漁場環境の保全に努めるとともに、水産資源の維持・増大を図るため、「つくり育てる漁業」を促進します。

また、新たな水産需要の掘り起こしや魚価の安定化に取り組み、漁業の振興を図るとともに、漁港の適正な利活用や担い手の育成などにより、魅力ある漁村づくりを推進します。

単位施策	基本事業
梅・かんきつを軸とした足腰の強い農業の振興を図ります	(1)農業生産体制の強化 (2)販路拡大の促進 (3)農業生産基盤の整備
森林資源の循環と保全が両立した林業の振興を図ります	(1)森林の公益的機能の推進 (2)林業生産・加工・流通体制の強化 (3)木材利用の推進 (4)林業生産基盤の充実 (5)特用林産物の生産支援
恵まれた水産資源を生かす漁業の振興を図ります	(1)漁場環境の保全 (2)漁業生産基盤の整備 (3)販路拡大の促進

(※1)バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

地域産業を活性化すまちづくり

経済環境の変化に対応できる産業構造を構築するため、地場産業の育成・強化を図るとともに、地域が有する多様な資源を生かした新産業の創造に向けた取組を推進します。

また、空洞化する商店街の再生を図るため、関係団体との連携による推進体制を確立し、再生に向けた取組を進めます。

単位施策	基本事業
地域の特性を生かした商工業の振興を図ります	(1)商店街の活性化 (2)地場産業の振興 (3)中小企業の育成・支援 (4)新産業づくり

交流型観光を推進するまちづくり

自然や歴史、文化、産業など豊かな地域資源を最大限に生かした観光施策を展開し、地域の豊かさを高める質の高い観光振興を図ります。

また、交流人口を増加させるため、観光メニューや受入れ体制を充実するとともに、広域観光や地域連携の促進と情報発信の強化を図ります。

単位施策	基本事業
質の高い観光の振興を図ります	(1) 観光メニューの充実 (2) 地域の連携強化 (3) 受入れ体制の充実 (4) 情報発信の強化

5 快適な環境のまち



環境にやさしいまちづくり

自然にやさしく住みよい環境を保全するため、市民と行政の協働による地域環境の意識高揚を図り、環境浄化や美化活動の取組を推進するとともに、公共用水域の水質保全に向け、生活排水処理施設の整備を進めます。

また、ごみの排出抑制及び資源化のため、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、3R (Reduce (排出抑制)、Reuse (再利用)、Recycle (再生利用)) を推進し、循環型社会の構築に取り組むとともに、排出されるごみについては、適正に処理・処分を行います。

単位施策	基本事業
環境を保全します	(1) 環境の保全と美化活動の推進 (2) 生活排水処理の推進
循環型社会づくりを推進します	(1) ごみの減量とリサイクルの推進 (2) 廃棄物の適正処理

うるおいとやすらぎのあるまちづくり

公園の整備や適正な管理を進めることにより、誰もが安全で安心して利用できる憩いのある場づくりを推進します。

また、緑化活動を推進し、花と緑豊かな環境づくりを行うことにより、うるおいとやすらぎのある空間づくりに努めます。

単位施策	基本事業
憩いのある環境づくりを推進します	(1) 公園の整備 (2) 緑化の推進

便利で機能的なまちづくり

近畿自動車道紀勢線や国道 42 号田辺西バイパスなど、国道や県道をはじめとする主要幹線道路の計画的な整備を促進し、市内外を結ぶ道路ネットワーク網の構築を図るとともに、都市計画道路や市道の整備を進め、道路の利便性や安全性の向上を図ります。

また、道路運送における公共交通体系の整備を図るとともに、他市町村と連携しながら鉄道・航空輸送の維持・確保に努め、市民や来訪者に対する利便性の向上に努めます。

さらに、情報通信の地域間格差を解消するため、情報通信基盤の整備を図ります。

単位施策	基本事業
道路網の整備を図ります	(1) 高速自動車道路の整備促進 (2) 地域間幹線道路の整備 (3) 生活道路の整備
交通体系の確立を図ります	(1) 生活交通体系の整備 (2) 公共交通の利便性向上
情報通信基盤の整備を図ります	(1) 情報通信速度の格差の解消 (2) 携帯電話不感地域の解消

魅力あふれるまちづくり

田辺らしい都市景観の形成を図り、新旧が調和した魅力ある市街地づくりを推進するとともに、市街地中心部の道路や住環境の整備を進め、空洞化が進む中心市街地の活性化を図ります。

山村地域においては、多様な資源の活用と里山などの環境の保全を図るとともに、産業基盤や生活環境基盤を整備・充実し、定住を促進するなど活力ある山村づくりを推進します。

また、土地の有効利用の基礎となる地籍調査を積極的に推進します。

単位施策	基本事業
魅力ある市街地づくりを推進します	(1) 市街地の整備 (2) 都市環境の向上
活力ある山村づくりを推進します	(1) 定住促進 (2) コミュニティ活動への支援 (3) 地域基盤の整備充実
土地の有効利用を図ります	(1) 地籍調査の推進

6 市民と行政が共につくるまち



市民が参画するまちづくり

公正で開かれた行政の確立に向けて、行政情報の公開に努めるとともに、広聴広報機能を充実し、市民と行政の情報共有を推進します。

また、市民が積極的にまちづくりに参画できる機会や活動の場を広げるとともに、市民活動の促進、住民自治の確立のための環境整備や支援施策を推進します。

単位施策	基本事業
情報の共有化を推進します	(1) 広聴広報機能の充実 (2) 情報公開の推進
市民の活動の場を広げます	(1) パートナーシップの確立 (2) 市民活動の支援と連携 (3) 活動の拠点整備

健全に行財政を運営するまちづくり

「田辺市行政改革大綱」に基づき、更なる行財政改革に取り組むことにより、時代や需要に即したより良い行政サービスを提供するとともに、行財政運営能力の向上と財政基盤の強化を図ります。

また、広域行政事務については、既存の共同処理の再編や強化、更には新たな共同化の検討を行いながら、周辺自治体との連携を推進します。

単位施策	基本事業
効率的、効果的な行財政運営を推進します	(1) 合理的な行政運営の推進 (2) 持続性のある財政運営の推進 (3) 職員の意識改革
広域的な行政を推進します	(1) 効率的、効果的な共同処理の推進 (2) 周辺自治体との連携強化

田辺市民憲章

(平成 17 年 10 月 1 日制定)

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくりします。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくりします。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくりします。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりします。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくりします。

田辺市の木・花・鳥

(平成 17 年 10 月 1 日指定)



田辺市の木「うばめがし」



田辺市の花「梅」



田辺市の鳥「めじろ」

第1次田辺市総合計画(後期基本計画)概要版 平成24年3月

発行 田辺市

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739-22-5300 (代)

URL <http://www.city.tanabe.lg.jp/>

編集 企画部企画広報課
